

日時 令和4年2月16日(水)

場所 松浪コミュニティセンター ホール1・2

- 1 開会(前田会長)
- 2 議事
 - (1) 松浪地区まちぢから協議会役員等の体制について
 - (2) その他
- 3 防災対策部会からの進捗報告
- 4 自治会長部会からの進捗報告
- 5 市民安全部会からの進捗報告
- 6 自治会館の管理運営について
- 7 松浪コミュニティセンター・子どもの家「なみっこ」の管理運営について
- 8 松浪コミカフェ管理運営について
- 9 松浪まちぢから協議会HPの現状報告
- 10 会計からの報告
- 11 各団体からの報告・共有
 - (1) 松浪地区社会福祉協議会
 - (2) 松浪地区民生委員児童委員協議会
 - (3) 松浪地区老人クラブ連合会
 - (4) 松浪地区地域包括支援センターさざなみ
 - (5) 松浪地区体育振興会
 - (6) 松浪地区スポーツ少年団

- (7) 汐見台小学校区青少年育成推進協議会
- (8) 緑が浜小学校区青少年育成推進協議会
- (9) 松浪小学校区青少年育成推進協議会
- (10) 汐見台小学校PTA
- (11) 緑が浜小学校PGT
- (12) 松浪小学校PTA
- (13) 松浪中学校PTA
- (14) 食生活改善推進団体
- (15) 浜竹一丁目自治会
- (16) 浜竹二丁目自治会
- (17) 浜竹三丁目自治会
- (18) 浜竹四丁目自治会
- (19) 松浪一丁目自治会
- (20) 松浪二丁目自治会
- (21) 富士見町自治会
- (22) LG 富士見町自治会
- (23) 常盤町自治会
- (24) 緑が浜自治会
- (25) 汐見台自治会
- (26) 出口町自治会

(27) ひばりが丘自治会

(28) 美住町自治会

(29) 公募委員

12 まちぢから協議会連絡会

13 スケジュールについて

14 閉会

次回運営委員会：令和4年3月16日（水）

令和4年度 松浪地区まちぢから協議会役員等の体制に関する基礎資料

1. 松浪地区まちぢから協議会【令和3年度就任時点】 ※次期改選対象が網かけ

役職名	人数	氏名	
会長	1	前田 積（1期2年目） →次期再任の場合（2期1年目）	
副会長	2	末松 一豊（2期1年目）	朝岡 通光（1期2年目） →次期再任の場合（2期1年目）
会計	2	杉本 誠（2期2年目） →次期再任の場合（3期1年目）	刈間 昌仁（2期1年目）
書記	2	佐々木 睦子（2期1年目）	刈間 昌仁（1期1年目）
監事	4	菊池 紀子（3期2年目） →3期までのため改選	櫻井 武一（3期2年目） →3期までのため改選
		中井 汎（2期1年目）	辻 俊子（2期1年目）

※議決区分は総会

【松浪地区まちぢから協議会規約抜粋】

（役員任期）

第10条 役員任期は2年とする。ただし、3期までとする。

2 補欠により選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了の後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

2. 松浪地区まちぢから協議会推薦委員【令和3年度就任時点】

役職名	氏名	議決区分	備考
推薦委員（会長）	前田 積（2年目）	総会	※再任または解任
推薦委員（松浪コミカフェ委員会委員長）	原屋敷 典子（2年目）	総会	※再任または解任

※議決区分は総会

【松浪地区まちぢから協議会規約抜粋】

（委員）

第5条 本会の委員は、次に掲げる者で構成する。

2 次に掲げる者については、総会において議決された者から順次委員に追加していく。

(2) 地区内に住所又は活動の拠点を有し、本会の委員5名以上の推薦があった者

3 委員任期は2年とする。ただし、第1項各号及び前項第2号に規定する者については、再任を妨げない。

3. 松浪地区まちぢから協議会部会関係【令和3年度就任時点】

役職名	氏名	議決区分	備考
市民安全部会部会長	白石 壽明（5年目）	運営委員会	※次期改選または再任
市民安全部会副部会長	瀧川 一輝（1年目）	部会	※部会による選任
防災対策部会部会長	中井 汎（1年目）	運営委員会	※次期改選または再任
防災対策部会副部会長	辻 俊子（1年目）	部会	※部会による選任
自治会長部会部会長	朝岡 通光（1年目）	運営委員会	※次期改選または再任
松浪コミカフェ委員会委員長	原屋敷 典子（3年目）	運営委員会	※次期改選または再任
松浪自治会館管理運営委員会会計	中井 汎（1年目）	運営委員会	※次期改選または再任

【松浪地区まちぢから協議会規約抜粋】

（部会長及び副部会長の任期）

第26条 部会長及び副部会長の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。

2 補欠により選任された部会長及び副部会長の任期は、前任者の残任期間とする。

3 部会長及び副部会長は、辞任又は任期満了の後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

【松浪コミカフェ管理運営委員会規約抜粋】

（役員）

第6条 本会に次の役員を置く。

- (1) 委員長（協議会委員が務める） 1名
- (2) 副委員長 1名
- (3) 会計 1名

2 前項第1号及び第2号の役員は、協議会の委員の中から選出し、協議会の運営委員会で承認を得る。

3 前項第3号の役員は、会員の中から選出し、コミカフェ委員会の定例会で承認を得る。

（役員任期）

第7条 役員任期は1年とする。ただし再任は妨げない。

4. 松浪コミュニティセンター管理運営委員会【令和3年度就任時点】

役職名	氏名	備考
委員長（協議会会長兼務）	前田 積（1期2年目） →次期再任の場合（2期1年目）	館長 ※地域集会所施設連絡会出席
副委員長	朝岡 通光（1期1年目）	
副委員長（松浪コミカフェ管理運営委員会委員長兼務）	原屋敷 典子（1期2年目） →次期再任の場合（2期1年目）	
会計（協議会会計兼務）	杉本 誠（2期2年目） →次期再任の場合（3期1年目）	※地域集会所施設連絡会出席
常任委員	刈間 昌仁（1期1年目）	※協議会書記
常任委員	佐々木 睦子（2期1年目）	※協議会書記

*議決区分は総会

*委員長及び会計は、松浪地区まちぢから協議会会長及び会計が務める。

【松浪コミュニティセンター管理運営委員会規約抜粋】

(役員)

第5条 本会に次の役員を置く。

- (3) 委員長（協議会会長が務める） 1名
- (4) 副委員長 2名
- (5) 会計（協議会会計が務める） 1名
- (6) 常任委員 2名

2 前項第2号及び第4号の役員は、協議会の委員の中から選出し、協議会の総会で承認を得る。

(役員任期)

第6条 役員任期は2年とする。ただし再任は妨げない。

パブリックコメントの実施を予定している案件について

市民の皆さまから広くご意見等を募集するパブリックコメントについて、現在、実施をしている案件及び実施を予定している案件についてお知らせいたします。なお、予定している案件は2月9日現在の予定であり、実際の実施においては、若干、変更になる可能性がございます。

	案 件 名	概 要	応 募 期 間	担当課
1	茅ヶ崎市公共施設等総合管理計画（改訂版）（素案）	本市では、公共施設等の老朽化が進み、施設の更新等に要する費用の増大が見込まれ、今後の財政への影響が懸念されています。これらの課題を整理し、本市の公共施設マネジメントのさらなる推進を図るため、平成28年3月に策定した本計画における公共施設等の管理に関する基本的な考え方を見直し、改訂するものです。	令和4年2月2日（水）から 3月4日（金）まで	資産経営課 資産経営担当

【パブリックコメントに係る資料の配架施設】

公民館、青少年会館、茅ヶ崎公園体験学習センターうみかぜテラス、市民活動サポートセンター、図書館、出張所、市民窓口センター、小出支所、男女共同参画推進センターいこりあ、保健所、市立病院、市政情報コーナー、担当課窓口、市ホームページ

これまでの結果は、市ホームページ(<http://www.city.chigasaki.kanagawa.jp/public/index.html>) で公表しています。



（事務担当 市民自治推進課 協働推進担当
 電 話 82-1111（内線2414・2415）

茅ヶ崎市 公共施設等総合管理計画（改訂版）

本市は、平成28年3月に「茅ヶ崎市公共施設等総合管理計画」（以下、「本計画」という。）を策定し、各個別施設計画と連携を図りながら公共施設マネジメントに取り組んでまいりました。令和2年3月には、後年度の世代に過度な負担を先送りすることなく、今後予測される厳しい財政状況にあっても持続可能な行政運営を行うため「茅ヶ崎市財政健全化緊急対策」を策定し、「施設の見直し」や「市有財産の活用」などの取組を集中的に推進しています。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症による社会的影響は大きく、財政的なインパクトのみならず、市民ニーズの変化・ライフスタイルの多様化を一層加速させました。また、国からも、本計画に対して改訂指針や見直しの留意事項などのさらなる要請がなされ、不断の見直しによる内容の充実が求められています。

こうしたことを踏まえ、今後も公共施設等を適切に維持管理しながら、将来にわたって安全・安心な市民サービスを維持していくため、本市の公共施設マネジメントの考え方を改め、本計画を実効性のあるものとするべく、抜本的な改訂を行います。

【本計画の計画期間】 **平成28年度から令和37年度までの40年間**

1. 茅ヶ崎市の公共施設等の現況（本編 p.4～19）

進む施設の老朽化

- ・本市が管理・運営している建築物系公共施設は、借用施設も含めて **310** 施設、総延床面積 **473,768** m² です。
- ・このうち、大規模改修の目安となる築 **30** 年以上を経過する施設は、**61.8%** を占め、老朽化が著しく進行しています。（令和3年3月31日現在）

保有量の推移

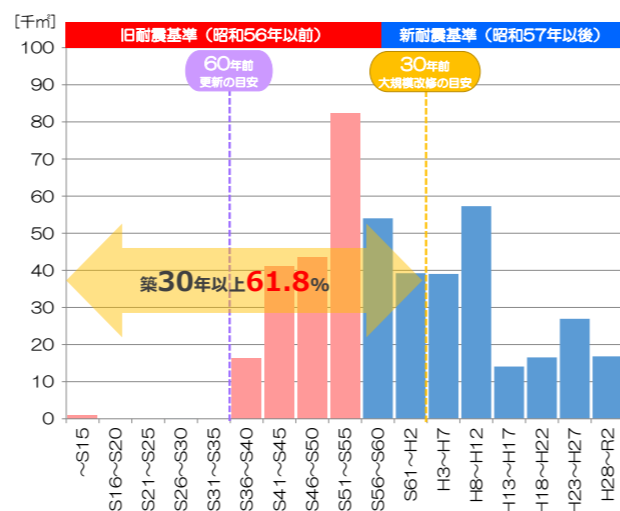
- ・本市が保有する建築物系公共施設の保有量は、計画策定時点の平成27年度末から計画改訂時点の令和2年度末で **10,709** m² 減少しました。

人口構造の変化

- ・本市の総人口は、新型コロナウイルスの影響などにより転入者が増え、実勢人口は令和2年以降も増加傾向にありますが、令和4年1月時点での見通しでは、令和7年をピークに減少に転じ、その後も減少傾向が継続することが見込まれています。（R37時点：R2時点より約9%減少）

厳しい財政状況

- ・「茅ヶ崎市財政健全化緊急対策」の長期財政見通しでは、市税収入の大幅な増加が見込まれない中、大型事業の実施に伴う公債費の大幅な増加の影響が避けられない状況です。既に財源不足が発生している中で、将来にわたって従来どおりに公共施設等の維持管理・更新等に係る経費を支出することは大変厳しい状況にあります。



2. 公共施設等の長期的な経費見込み（本編 p.20～25）

今後、公共施設等を維持していく上で必要な費用 約 **2,410** 億円

- ・今後新たに施設を整備しないと仮定して、公共施設等全体の改修・更新等にかかる費用を算出した結果、令和3年度から令和37年度までの35年間で、建築物系・インフラ系を合わせて約 **2,410** 億円（年平均68.8億円）と算出されました。
- ・本市が現在修繕や更新にかけてきた経費は、過去5年平均で年間43.9億円であり、推計値は大幅に財源を上回る結果となっています。

3. 公共施設等の現状や課題に対する基本認識（本編 p.26～27）

課題1 進行する施設の老朽化 ～将来に向けて安全・安心な市民サービスを提供するために～

- 中長期的かつ総合的な視点で施設総量の最適化に向けた検討を行うとともに、適正な維持管理の徹底や目標耐用年数の見直しにより、さらなる長寿命化の取組を推進し、財政負担の軽減及び平準化を図っていく必要があります。

課題2 建築物系公共施設に対するニーズの変化 ～時代を見据えた公共施設のあり方～

- 公共施設に求められる価値観や存在意義が時代とともに変化していることから、今後の公共施設のあり方を検討し、施設の適正配置や民間活力の積極的な活用などに取り組む必要があります。

課題3 厳しい財政状況 ～持続可能な行政運営のために～

- 総量縮減を軸とするコスト縮減の推進を図るほか、公共施設等の適切な維持管理のための財源確保を目的とする市有財産の利活用に向けた取組の展開も戦略的に行い、将来財政負担の軽減及び平準化を図る必要があります。

4. 公共施設マネジメントを推進するための基本方針（本編 p.27～38）

今後も将来にわたって持続可能な行政運営を実現し、安全・安心な市民サービスを提供するため、以下の3つの基本方針を掲げ、公共施設マネジメントを推進します。

基本方針1 長寿命化の推進と維持管理コストの最適化

- ・インフラを含む公共施設等に求められる機能及び性能を目標耐用年数まで維持するため、日常的な点検・修繕等の維持管理に加え、予防保全型の計画的な改修・更新などの実施により財政負担の軽減・平準化を図り、長寿命化の推進と維持管理コストの最適化を図ります。

具体的な取組

①安全・安心の確保

- ・市民及び利用者が常に安全で安心して利用できるよう、適正な維持管理を行い、施設の老朽化に伴う突発的な不具合による利用停止や不慮の事故等の防止を図ります。

②長寿命化の推進 = 目標耐用年数の見直し、長寿命化の推進、脱炭素化（カーボンニュートラル）の推進 =

- ・さらなる長寿命化の推進を図るため、建築物系公共施設の目標耐用年数を見直します。
- ・インフラ系公共施設は、施設類型ごとの個別施設計画に基づき長寿命化を図っていきます。
- ・地域のレジリエンス（災害や感染症に対する強靱性の向上）と脱炭素化を同時に実現するための施設整備を推進します。

③適正な維持管理とコストの最適化 = 維持管理の考え方、ユニバーサルデザイン化の推進、コストの最適化 =

- ・点検・診断を着実にを行い、適切な維持管理を引き続き実施します。
- ・施設の大規模改修や更新については、施設のあるべき姿を検討し、大規模改修工事等が必要となった場合においても、他施設との複合化や統廃合などを検討し、施設の管理運営経費の削減を図ります。
- ・インフラ系公共施設は、施設類型ごとの個別施設計画に基づき計画的に耐震化や修繕を実施します。
- ・公共施設等の整備及び更新等に当たっては、多様な人々が利用しやすいユニバーサルデザインに配慮するほか、駅、官公庁施設、病院等を結ぶ道路や施設についてのバリアフリー化による利便性の向上に努め、誰もが安全に利用できる施設を目指します。
- ・各種個別施設計画において計画的に改修や更新を行うことで、維持保全にかかる費用の平準化を目指します。

基本方針2 市有財産の利活用

- ・インフラを含む公共施設等の老朽化対策や改修・更新等に備えた財源確保のため、「茅ヶ崎市市有財産利活用基本方針」（令和2年9月）に基づき、公共施設等にかかる土地や建物などの有効活用を図ります。

具体的な取組

①未利用財産等の民間等への売却・貸付

- ・施設の見直しにより余剰となった施設、廃止となった施設及び施設跡地などの未利用財産について、公共性、市場性を考慮しつつ、最も有効な利活用手法及び条件を検討し、積極的に民間等への売却又は貸付などを推進します。（インフラ系公共施設も同様）

具体的な取組

- ②行政財産の余裕スペース・敷地の貸付等
 - ・利活用可能な余裕スペースがある場合は、自動販売機や広告媒体の設置、駐車場活用を行うなど、新たな財源確保につながる利活用を積極的に検討します。
- ③ネーミングライツの導入
 - ・新たな財源確保を目的として「ネーミングライツ導入ガイドライン」（令和3年4月改訂）に従い、今後も市場性があると判断された施設については建築物系・インフラ系施設を問わず、積極的にパートナーの募集を推進していきます。

基本方針3 建築物系公共施設の総量縮減と施設配置の適正化

・建築物系公共施設については、上記方針1・2以上の取組を推進する必要があるため、本市の人口や財政状況等に見合う身の丈にあった施設保有量となるよう、施設の配置、老朽化及び利用状況などを勘案し、施設総量（総延床面積）の縮減を図ります。

具体的な取組

- ①統廃合・複合化・集約化の推進
 - ・施設の形態に関わらず、施設の余剰スペースや低利用の貸室などを転用し、異なる用途の施設との複合化や同一機能の集約化、類似機能を有する施設同士の統廃合などを検討します。
- ②新設・増築の抑制
 - ・新たな施設需要が生じた場合においても、既存施設の活用を優先し、単独施設の新設や増築は原則行いません。
 - ・再整備が必要な場合は、多機能複合型施設としての整備を基本とし、他の施設との複合化、集約化、民間活力の活用など、効果的・効率的な方法を検討します。
- ③建物に頼らないサービスへの転換
 - ・本市の「デジタル・トランスフォーメーション推進方針」に基づき、ICTなどの導入を積極的に推進し、社会情勢や市民ニーズなどの変化を捉え、建物に頼らないサービスの提供方法を検討します。
- ④借地・借用物件の面積及びコスト縮減の推進
 - ・民間等が保有する建物を借用している施設は、既存公共施設への移転・複合化など、最も有効性のある手法により面積及びコストの縮減を図ります。
 - ・長期的使用が見込まれる借地については、借地に係る面積及びコストの縮減を図ります。
- ⑤民間代替が可能な施設の民営化・民間活用の推進
 - ・民間代替の可能性がある施設については、施設機能を民間企業等の施設へ代替すること、または施設機能の維持を条件とする民間活用などを検討します。
 - ・事業規模の大きい事業については、平成28年度に策定した「公民連携（PPP）事業手法優先的検討ガイドライン」に沿って、優先的に官民連携で実施することを検討します。
- ⑥近隣自治体等との連携による広域化の推進
 - ・市域を超えた広域的な利用が想定される施設については、県や近隣市町村等との連携による共同整備や相互利用などの「広域化」を検討し、保有する施設の総量及びコストの縮減を図ります。

5. 管理目標 ～持続可能な行政運営の実現による安全・安心な市民サービスの提供～（本編 p.39～40）

将来にわたって公共施設等を通じた安全・安心な市民サービスの提供と、将来に負担を残さない持続可能な行政運営の両立を図るため、「資産経営の目指すべき姿」を右図のとおりとし、その実現に向けた公共施設等の管理目標を設定します。

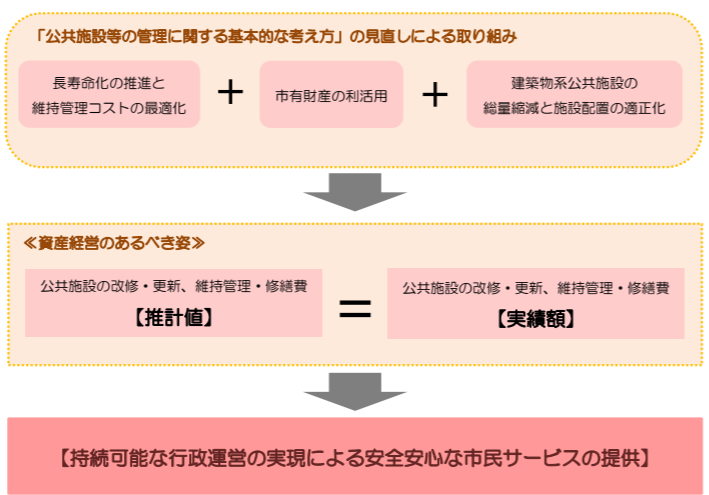
建築物系公共施設の管理目標

令和3年度～令和37年度の**35年間**で

建築物系公共施設の総量（総延床面積）

9%（42,639㎡）縮減

・インフラ系公共施設については、各個別施設計画の整備計画に基づき、整備や維持管理を行います。



6. 施設類型の管理に関する基本的な方針（本編 p.53～163）

今後は「3つの基本方針」に基づく公共施設マネジメントを推進していく必要があるため、建築物系公共施設については、各施設の現況や地区の特性を踏まえ、施設類型別及び地区別に今後想定される対策の方向性について整理し、公共施設マネジメントに取り組んでまいります。

施設類型別の基本的な方針 ～目指すべき施設類型別の対策の方向性～	
施設類型	施設類型別の基本的な方針（抜粋）
行政系施設	・市役所及び支所・出張所等は、マイナンバーカードの普及率向上を図るほか、民間活力やICT等の活用などを行い、同種・類似施設との統廃合や他用途との複合化などを検討します。 ・消防署・出張所は、引き続き適切な施設の管理運営及び維持管理を実施します。
環境衛生施設	・保健衛生施設及び廃棄物処理施設は、民間活力の活用による再整備や周辺施設との統合などを検討します。 ・廃棄物処理施設は、管理運営コストの縮減と計画的な財源確保に努め、適切な維持管理を実施します。
医療施設	・医療施設は、適切な維持管理を行うほか、民間活力やICT等の活用などを活用し、施設の管理運営のさらなる適正化の推進を図ります。
福祉施設	・福祉施設は、今後のニーズなどを考慮し、周辺施設の配置状況やその利用状況などを踏まえ、施設の統廃合や他用途との複合化、民営化の可能性などの検討を行います。 ・民間等の建物を借用している施設は、同地区内の市有施設への移転・複合化を検討し、施設の管理運営コストの縮減に努めます。
学校教育系施設	・学校施設は、今後策定を予定している「（仮称）教育施設等再整備基本計画」において検討します。 ・その他教育施設は、周辺施設の改修・更新に合わせ、学校やその他施設との複合化などを検討し、施設の管理運営コストの縮減に努めます。
市民文化系施設	・市民文化系施設は、周辺施設の配置状況や利用状況などを踏まえ、同種・類似施設との統廃合や稼働率の低い貸室の転用、他用途との複合化などを検討します。 ・指定管理施設は、さらなる利用促進や施設の管理運営コストの縮減に努めます。
社会教育系施設	・社会教育系施設は、周辺施設の配置状況や利用状況などを踏まえ、同種・類似施設との統廃合や稼働率の低い貸室の転用、他用途との複合化などを検討します。
スポーツ・レクリエーション系施設	・スポーツ施設は、周辺施設の配置状況や利用状況などを踏まえ、同種・類似施設との統廃合、他用途との複合化及び民営化の可能性などを検討します。 ・レクリエーション施設は、ネーミングライツの導入などにより新たな財源確保につながる取組を推進します。
公園・緑地	・公園・その他公園施設は、適切な点検・維持管理を行い、施設の安全な状態を維持します。 ・ネーミングライツの導入や余剰地の利活用など、新たな財源確保につながる取組を推進します。
市営住宅	・市営住宅は、今後の各地域の人口構造や民間等の空き家や低家賃住戸等の推移などを考慮し、統廃合や他用途との複合化などを検討します。
駐車場・駐輪場	・駐車場・駐輪場は、指定管理者制度の運用を継続し、利用促進や施設の管理運営コストの縮減に努めるとともに、サービス水準の維持・向上を基本とするの民営化の可能性を検討します。

地域別の基本的な方針 ～目指すべき施設再配置の方向性～

本市が管理・運営を行う公共施設を対象に、各地区の現状と課題について、市内13連合会区分別人口の年齢層ごとの割合や将来見通し、地域別・利用圏域別施設保有状況、施設の配置や老朽化の状況、貸室などの利用状況などをもとに整理し、総量縮減及び施設配置の適正化の観点から、施設類型別の方針や本市の「総合計画」、「都市マスタープラン」などの将来都市構造などを考慮し、今後想定される施設再配置の方向性を示します。

施設の再配置の考え方

- ・再配置により多様な機能が集約されることで、サービスのワンストップ化を図るなど、市民の利便性向上と業務効率化を目指します。
- ・各地域の人口構造や市民ニーズ、各施設の利用圏域などを踏まえ、圏域の重複解消による効率的な配置や近隣自治体との広域化などの可能性を検討します。
- ・主に各種イベントや講座、生涯学習活動などに利用されている貸室機能を有する施設については、利用用途が類似していることから、区内又は周辺区内を含め、施設の配置、老朽化及び利用状況などを勘案し、周辺施設との統廃合・複合化・集約化などの検討を進めます。

■インフラ系公共施設については、各個別施設計画の整備計画に基づき、安全性の確保、コスト縮減に努めます。

将来の茅ヶ崎市のまちづくりのため、皆様のご理解ご協力をお願い申し上げます。

発行・編集：茅ヶ崎市 財務部 資産経営課
令和4年3月発行

令和4年度からの

地区防災訓練について

新型コロナウイルス感染症による2年間の訓練中止を一つの機会と捉え、今後の地区防災訓練の在り方を見直しました。

防 災訓練ポイントブックの作成

〈目的〉 地域の訓練企画担当者の手引書として
地域防災力のさらなる向上を目指して

防災訓練の
必要性

企画・実施
5ステップ

防災訓練
メニュー

補 助対象とする訓練の拡大

年度内に複数の
訓練実施も対象

◎これまで学校を会場として行われていた防災訓練以外にも、まちぢから協議会や自治会連合会を主体として行われる「安否確認訓練」や住民向けに行う「防災イベント」等も補助対象とします。

◎複数の訓練に要した経費の総額（対象経費に限ります）を補助対象事業費とします。

※補助対象となる事業は、まちぢから協議会または自治会連合会が主催する訓練に限ります。

令和4年度地区防災訓練補助金について

区分	世帯数	補助限度額
I	3,000世帯未満	58,000円
II	3,000世帯以上4,000世帯未満	70,000円
III	4,000世帯以上5,000世帯未満	87,000円
IV	5,000世帯以上6,000世帯未満	105,000円
V	6,000世帯以上7,000世帯未満	122,000円
VI	7,000世帯以上8,000世帯未満	140,000円
VII	8,000世帯以上	157,000円

基本的な手続きは

従来と同様です。

★年度内に複数の訓練を実施する際は、交付申請書に年間の訓練計画・予定表を添えて申請してください。

〈交付申請書〉
最初の訓練実施日前までに提出。

〈実績報告書〉
すべての訓練終了後1月以内に関係書類を添えて提出。

※予算は、令和4年度茅ヶ崎市各会計予算が令和4年3月31日までに茅ヶ崎市議会において可決後に確定されます。

訓練参加者へ配布する参加品等については、市が調達した物品や期限を迎える備蓄食等を参加者数に応じ可能な範囲で提供する予定です。ご活用ください。（提供品目や数量、配布方法等はあらためてご連絡します。）

参加品・啓発品等の購入費は、補助対象経費から除きます。

自主防災組織育成事業補助金について

○令和3年度の取り組み

(内定額)

令和3年度においては、事前に「整備計画書」を提出いただき、各自主防災組織が購入を予定する資機材等の総額が市の予算額を上回ったため、調整率を乗じた上で、内定額をお示しいたしました。

(交付申請額)

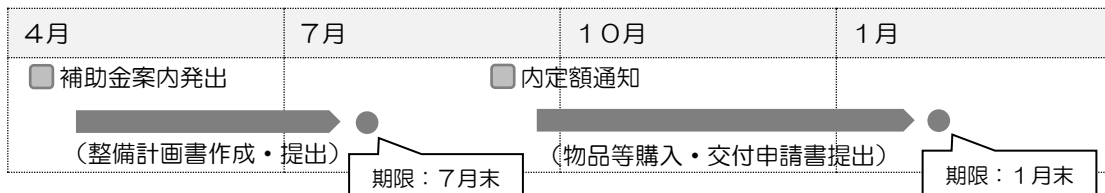
内定額通知後、交付申請手続きをいただきました。

交付申請額は、1月31日時点までに交付申請書を提出いただいた組織の実績は、次のような状況となっております。

交付申請実績率：80.14%

○令和4年度の取り組み

令和4年度においても、同様の手続きといたします。



整備計画書の内容（購入予定）が実際と大きく異なると必要以上の調整率を乗じることとなり、全体に大きな影響を及ぼすおそれがあります。

※過大に見積もることで、調整率が大きくなり、各組織への補助額が少なくなる場合があります。

あらかじめ、内容を十分に精査した上で、整備計画書を提出いただきますよう、引き続きご協力をお願いいたします。

○今後に向けて

各自主防災組織から「どのようなものを整備したほうが良いか」といった相談を多くお受けしております。そうした声に応えられるよう、ご案内を見直していきます。

また、各組織で様々な資機材が整備されているところですが、財源や保管場所に制限がある中で、各組織で補完しあえるような、新たな視点をもった取り組みも引き続き検討していきます。

(案)

令和4年2月9日
まちぢから協議会連絡会 資料3-1
環境部 環境事業センター

3茅環事第 号
令和4年3月 日

〇〇自治会 会長 様

茅ヶ崎市長 佐藤 光
(公 印 省 略)

令和4年度環境指導員の推薦について（依頼）

立春の候、ますます御健勝のこととお慶び申し上げます。

日ごろより、本市の環境行政に格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、貴自治会における令和4年度の環境指導員の御推薦を次のとおりお願い申し上げます。

つきましては、御多忙のところ恐縮ですが、新規推薦がございましたら同封の「環境指導員推薦書（令和4年度）」を御記入のうえ、同封の返信用封筒にて御提出をお願い申し上げます。

なお、令和4年度の環境指導員委嘱式の御案内につきましては、御推薦いただきました方へ直接送付させていただきます。

最後に、環境指導員は令和2年度より市からの報酬はありませんので御承知おきください。

1 推薦人数

昨年度推薦数を御参考に各自治会1名以上お願いいたします。

2 記入事項

推薦される方の氏名・住所・電話番号を御記入ください。

自治会長の御署名もお願いいたします。

※記入例を参考としてください。

3 提出方法

同封の返信用封筒により、環境事業センターへ御提出ください。

4 提出期限

令和4年3月〇日（〇）

※貴自治会の御都合により期限までに御回答いただくことが難しい場合は、事前に必ず御連絡をお願いします。

問い合わせ先

茅ヶ崎市環境部環境事業センター業務担当

〒253-0071 茅ヶ崎市萩園1085

（電話）0467-57-0200

kankyujigyou@city.chigasaki.kanagawa.jp

茅ヶ崎市環境指導員に関する関連法令

茅ヶ崎市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例（一部抜粋）

（環境指導員）

第10条 市長は、減量化、資源化及び一般廃棄物の適正処理を推進するため、環境指導員を設置する。

2 環境指導員は、社会的信望があり、かつ、減量化、資源化及び一般廃棄物の適正処理並びに地域の環境の保全の推進に熱意と識見を有する者のうちから、市長が委嘱する。

（市の減量化、資源化等）

第11条 市は、その業務の遂行に当たり減量化及び資源化を推進するとともに、再生品の利用の促進に努めなければならない。

2 市は、資源化の推進のため、法第6条第1項の規定により定める一般廃棄物処理計画（以下「一般廃棄物処理計画」という。）で定める廃棄物等集積場所（以下「集積場所」という。）における循環資源の適正な管理及び分別収集に努めなければならない。

茅ヶ崎市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する規則（一部抜粋）

（環境指導員の職務等）

第3条 条例第10条第1項の環境指導員は、次に掲げる職務を行うものとする。

（1） 市が行う減量化及び資源化の運動に対する参加及び協力に関すること。

（2） 地域における減量化、資源化及び一般廃棄物の適正処理等に関する指導及び啓発に関すること。

（3） 条例第11条第2項に規定する廃棄物等集積場所に関する指導に関すること。

（4） その他一般廃棄物に関する市との連絡調整に関すること。

2 環境指導員の任期は、2年とする。ただし、補欠の環境指導員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 環境指導員は、再任されることができる。

環境指導員推薦書 (令和4年度)

令和4年 月 日

(あて先) 茅ヶ崎市長

自治会名 _____

会長名 _____

電話番号 _____

次のとおり環境指導員を推薦します。

	推 薦 者		
	フリガナ 氏 名	住 所	電話番号
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			

(案)

令和4年2月9日
まちぢから協議会連絡会 資料3-2

令和4年3月〇日

〇〇自治会会長 様

環境事業センター所長

令和4年度ごみ及び資源物の集積場所の維持管理に係る協力手数料に係る書類の提出について（依頼）

立春の候、ますます御清栄のこととお慶び申し上げます。

本市の環境行政につきましては、格別の御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

「ごみ及び資源物の集積場所の維持管理に係る協力手数料」につきまして、新年度を迎えるにあたり、次のとおり書類の提出をお願いいたします。

提出期日までに令和4年度の自治会長等が決定されない場合は、お手数ですが環境事業センターまで御連絡いただいたうえで、決定次第、御提出くださるようお願いいたします。

1 提出書類

- ① 令和4年度ごみ及び資源物の集積場所の維持管理に係る協力請書
- ② 令和4年度ごみ及び資源物の集積場所の維持管理に係る協力手数料請求書
- ③ 令和3年度ごみ及び資源物の集積場所維持管理協力完了報告書

2 提出期日

令和4年4月〇日（〇）まで

3 提出先

茅ヶ崎市萩園1085 茅ヶ崎市環境事業センター業務担当

※同封の返信用封筒を御利用ください。

（ 事務担当 環境事業センター業務担当
電 話 57-0200 ）

(案)

令和4年度ごみ及び資源物の集積場所の維持管理に係る協力請書

		第 号
摘 要	ごみ及び資源物の集積場所の維持管理に係る協力	
契 約 金 額 (年間)	¥2 8 0 0 0	
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額		
完了期限	令和4年3月31日	
履行場所	受注者である自治会の管轄区域内	
契約保証金	<input type="checkbox"/> 契約金額の / 100 <input checked="" type="checkbox"/> 免除	
その他の事項		

上記について、茅ヶ崎市ごみ及び資源物の集積場所の維持管理に係る協力手数料交付要綱及び茅ヶ崎市契約規則（昭和47年茅ヶ崎市規則第15号）の規定に則り履行します。よって、この契約を証するため、請書を提出します。

令和4年 4月 1日

自治会名 ○○自治会

会 長 名

印

(あて先) 茅ヶ崎市長

日付は記入しないでください

ごみ及び資源物の集積場所維持管理協力完了報告書

令和4年 月 日

(あて先) 茅ヶ崎市長

※自治会の名称・役職名は市で記入済み

所在地 茅ヶ崎市茅ヶ崎1-1-1

報告者 自治会の名称 茅ヶ崎自治会

代表者氏名 会長 茅ヶ崎 太郎 印

※令和3年度当初にご提出いただいたごみ及び資源物の集積場所の維持管理に係る協力

※シャチハタ印、自治会印は不可です
朱肉印かつ申請時と同一の印で
押印してください（自治会長印は可）

令和3年度の集積場所の維持管理について、次のとおり完了したので報告します。

例を参考に、実際に行ったごみ及び資源物の集積場所の維持管理に関する内容を記入してください
※1つの事項のみでも可

< 例 >

集積場所維持管理
の 内 容

- 地域の集積場所の見回りをを行った。
- ごみ出しのマナーに関する注意喚起を行った。
- 集積場所での排出指導を行った。

※修正液や修正テープでの訂正はできません。訂正する場合は、訂正箇所を二重線で消し、代表者氏名欄に押印した印で訂正印を押してください。
※消えるボールペンで記載されたものは無効となります。

(案)

令和3年度ごみ及び資源物の集積場所維持管理協力完了報告書

令和 年 月 日

(あて先)茅ヶ崎市長

所在地

報告者 自治会の名称 本町第一自治会

代表者氏名 会長

印

令和3年度の集積場所の維持管理について、次のとおり完了したので報告します。

集積場所維持管理
の 内 容

令和4年度ごみ及び資源物の集積場所の
維持管理に係る協力手数料

請 求 書

金 額 ￥

上記の協力手数料を支払われたく請求いたします。

年 月 日

(あて先) 茅ヶ崎市長

所 在 地

自 治 会 名 ○○自治会

代 表 者 氏 名 会長

印

口座振替支払依頼書

金融機関名	銀 行 農 協 信 金	支 店 名 支 店 営 業 部
預 金 科 目 1 普通 2 当座 3 別段	口 座 番 号	
フリガナ 口 座 名 義		

※通帳に記載されている正式な口座名義をご記入ください。

令和4年2月 日

自治会長 各位

茅ヶ崎市長 佐藤 光
(公 印 省 略)

資源物収集用コンテナの再利用について（通知）

余寒の候、ますます御健勝のこととお慶び申し上げます。

日ごろより本市の環境行政に御理解と御協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

さて、令和3年4月より資源物の排出方法が一部変更され、廃食用油と金属類（指定8品目）については、資源物集積場所に直に排出していただいております。

そこで、令和4年4月より、現在使用されなくなった元廃食用油用コンテナ（灰色のコンテナ）と元金属類用コンテナ（黄色のコンテナ）について、状態の良いものをびん用コンテナとして再利用させていただきます。

つきましては、各自治会の環境指導員の皆様に別添のチラシにて情報提供していただきま
すようお願い申し上げますとともに、自治会長様におかれましても運用の開始についてご理解
いただきますようお願い申し上げます。

市民の皆様へは、令和4（2022）年度版ごみと資源物の分け方・出し方や広報掲示板
への掲示、市ホームページへの掲載およびSNS等を活用した周知に努めてまいります。

事務担当 茅ヶ崎市環境部環境事業センター業務担当
電 話 0467-57-0200
F A X 0467-86-6833

“灰色”と“黄色”のコンテナを “びん”用コンテナに再利用します

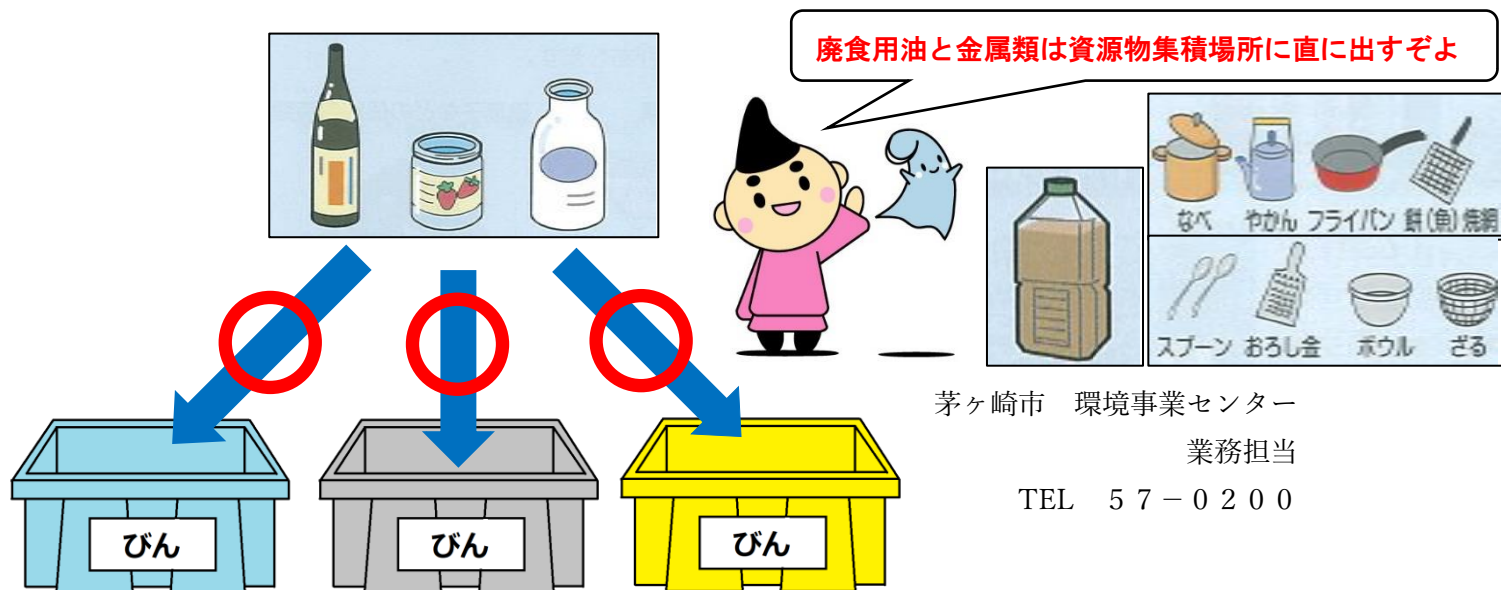
～ 茅ヶ崎市は限られた資源を大切に使用します ～



令和3年4月より廃食用油と金属類の排出方法が、資源物集積場所へ直に出していただくよう変更されました。

そこで、使用することがなくなった灰色と黄色のコンテナを“びん”用コンテナとして再利用いたします。

今後は色あいに関係なく、コンテナは“びん”専用として使用いたします。



2022年2月吉日

茅ヶ崎市まちぢから協議会連絡会
後藤金蔵会長 殿

(株)タウンニュース社 湘南支社 茅ヶ崎編集室
〒254-0032 平塚市八千代町1-23平塚Y123ビル3F
☎0463-25-0700 FAX0463-25-0777
メール chigasaki@townnews.co.jp

タウンニュース春の特別号 「茅ヶ崎まるごとお楽しみ」 配布のお願い

拝啓

春寒の候、いつも大変お世話になっております。日頃は、タウンニュースをご愛読いただき、誠にありがとうございます。

さて、タウンニュース茅ヶ崎編集室では、自治会の必要性や、長引くコロナ禍で日々の楽しみが減少している茅ヶ崎市民の皆様に、元気と楽しみを提供できるような「春の特別号」を企画いたしました。

昨今、全国各地で災害が発生し、その際、地域のつながりの大切さが再認識されております。特別号では、自治会の必要性や加入促進につなげられるページを掲載する他、お出かけ情報やお店の案内、防犯&交通安全の啓発、健康寿命を訴える習い事コーナーなど、市内に暮らすすべての世代へ向けた内容を掲載する予定です。

つきましては、特別号配布のご協力をどうぞよろしくお願いいたします。

敬具

発行日／**2022年4月1日**（納品日／茅ヶ崎市広報**2022年4月1日**号と同日）

※茅ヶ崎市広報2022年4月1日号配布時に、一緒にお配りいただけると幸いです

令和4年2月9日

各地区まちぢから協議会 様

総務部長

まちぢから協議会連絡会、及び各地区まちぢから協議会の活動について

皆様方におかれましては、益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。

また、日頃より、本市の市政運営につきましては、ご理解ご協力をいただき、誠にありがとうございます。

さて、各地区まちぢから協議会では、地域の様々な情報を共有したり、課題を解決したりすることによって「まち」の「ちから」、「まちぢから」を発揮し、地域力の向上を目指して、日々、活動していただいているところです。

各地区まちぢから協議会は、「茅ヶ崎市地域コミュニティの認定等に関する条例」に基づき、市長の認定するコミュニティとして認定され、運営費の補助や担当職員の支援を受けています。条例では、認定要件の一つとして、「政治上の主義を推進し、指示し、又はこれに反対することを主たる目的とする事業」、「特定の公職の候補者にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする事業」を主たる目的とする事業は行わないものであることが示されております。

令和4～5年度は、茅ヶ崎市長選挙や茅ヶ崎市議会議員選挙等が実施される予定となっております。

各地区まちぢから協議会の運営委員会等、公益的な活動を実施している際には、市民の皆さまに誤解を与えることのないようご注意ください。改めてお願いいたします。

担当：市民自治推進課 地域自治担当
(内) 2411～3



茅ヶ崎市内の犯罪発生状況

令和4年1月末

(手集計～統計値とは異なり)

	振り込み詐欺		ひったくり		空き巣		暴行・傷害		オートバイ盗		自転車盗		車上ねらい (車から荷物 等を盗む犯 罪)		郵便物 盗		盗引き		器物損壊		累計	
	1月	累計	1月	累計	1月	累計	1月	累計	1月	累計	1月	累計	1月	累計	1月	累計	1月	累計	1月	累計		
茅ヶ崎地区							2	2			12	12	1	1								15
茅ヶ崎南地区											1	1								1	1	2
南湖地区	1	1									1	1					2	2				4
海岸地区													1	1								1
鶴嶺東地区																						0
鶴嶺西地区													6	6						1	1	7
湘南地区																						0
松林地区											3	3										3
湘北地区											2	2										2
小和田地区											3	3										3
松浪地区											2	2										2
浜須賀地区											3	3										3
小出地区																						0
合計	1	1	0	0	0	0	2	2	0	0	27	27	8	8	0	0	2	2	2	2		42

令和4年1月の犯罪発生状況(前年同月比)

	1月	前年同月	高齢者	二輪車	自転車
茅ヶ崎市	43	(-30)	16	5	17
(前年比)		(-32)	(-13)	(-14)	(-11)
寒川町	13		6	3	2
(前年比)		(+2)	(+2)	(+1)	(-4)
合計	43		22	8	19

品目	R2年	R3年	県平均	県平均と対比
窃盗	33	22(-11)	51.2%	582(-6) 26.9%
二輪車	21	8(-13)	18.6%	421(-73) 26.7%
自転車	34	19(-15)	44.2%	388(-32) 24.6%
子ども	2	3(+1)	7.0%	84(-28) 53%

令和4年振り込め詐欺地区別発生状況(1月末現在)

地区	番号	発生日	手口	発生場所	年齢	男女	備考
茅ヶ崎							
茅ヶ崎南							
南湖	1	1月14日	オレオレ	南湖	83	女	
海岸							
鶴嶺東							
鶴嶺西							
湘南							
松林							
湘北							
小和田							
松浪							
浜須賀							
小出							
寒川	1	1月20日	オレオレ	中瀬	63	女	

令和4年1月犯罪発生状況詳細

茅ヶ崎市まちぢから協議会

		日付	町名	場所	状況	
振り込め詐欺	件					
ひったくり	件					
空き巣	件					
暴行・傷害	件					
オートバイ盗 自動車盗	2件	1	12月28日	新栄町	集合住宅	ハンドルロックなし
		1	1月13日	小桜町	施設敷地	リモコンキー車内
車上ねらい	7件	1	1月8日	萩園	駐車場	工具等を盗まれた
		2	1月10日	萩園	駐車場	工具等を盗まれた
		3	1月11日	萩園	駐車場	工具等を盗まれた
		4	1月11日	萩園	駐車場	工具等を盗まれた
		5	1月11日	萩園	駐車場	工具等を盗まれた
		6	1月14日	東海岸南	駐車場	無施錠で財布を盗まれた
		7	1月15日	萩園	月極駐車場	窓ガラス割れ工具
部品ねらい	件					
置き 万引き	3件	1	1月3日	南湖	店舗	置いていた財布
		2	1月16日	茅ヶ崎	店舗	商品を盗まれた
		3	1月13日	茅ヶ崎	店舗	商品を盗まれた
窃盗 非侵入窃盗	6件	1	1月4日	萩園	施設	電化製品を盗まれた
		2	1月17日	本宿町	建設現場	工業品を盗まれた
		3	1月23日	新栄町	店舗	置き忘れつり銭、盗
		4	1月21日	本村	施設	家電を盗まれた
		5	2021年10月20日	堤	寮	現金を盗まれた
		6	2022年1月24日	元町	ビル敷地	電化製品を盗まれた
器物損壊	2件	1	12月29日	若松町	一般住宅	自動車フロントガラス
		2	1月18日	萩園	月極駐車場	自動車窓ガラス割られた
建造物侵入	1件	1	12月27日	旭が丘	集合住宅	敷地内に侵入

自転車盗	31件	日付	町名	場所	施錠なし・あり
		1	12月29日	萩園	店舗駐車場
2	12月6日	香川	一般住宅	●	
3	12月25日	茅ヶ崎	駐輪場	●	
4	12月28日	浜竹	集合住宅	●	
5	1月1日	松が丘	一般住宅	●	
6	12月24日	新栄町	ビル敷地	●	
7	12月26日	赤羽根	一般住宅	●	
8	1月4日	元町	施設駐車場	●	
9	1月2日	室田	集合住宅	○	
10	1月10日	新栄町	店舗駐車場	○	
11	12月31日	共恵	一般住宅	●	
12	1月10日	茅ヶ崎	施設駐輪場	○	
13	12月29日	南湖	集合住宅	○	
14	1月15日	元町	駐輪場	○	
15	1月13日	十間坂	建物駐輪場	●	
16	1月15日	松が丘	施設駐輪場	●	
17	1月19日	新栄町	駐輪場	●	
18	1月20日	松が丘	店舗駐輪場	●	
19	1月20日	松が丘	店舗駐輪場	●	
20	1月19日	本宿町	駐輪場	○	
21	1月20日	浜竹	路上	○	
22	1月22日	赤松町	集合住宅	●	
23	1月26日	茅ヶ崎	店舗駐輪場	●	
24	1月22日	新栄町	歩道上	○	
25	1月26日	本宿町	駐輪施設	●	
26	1月28日	菱沼	施設駐輪場	●	
27	1月28日	香川	駐輪施設	●	
28	1月29日	茅ヶ崎	施設駐輪場	●	
29	1月29日	元町	歩道上	●	
30	1月30日	新栄町	施設駐輪場	●	
31	1月30日	鶴が台	建物駐輪場	○	
32					
33					
34					
35					
36					
37					
38					
39					
40					